

年金給付水準の国際比較

山崎 泰彦

はじめに

昭和44年末の第62臨時国会で成立した厚生年金保険法の改正によって、いわゆる「2万円年金」が実現した。この「2万円年金」の給付水準は、厚生省当局の主張によれば、欧米先進諸国の水準と比較しても決して見劣りのしないものだ、ということであった。そして、昭和44年度の厚生白書では、年金給付水準の国際比較が行われており、この主張の裏付けがされている。

たしかに、従来の極めて低かった年金の給付水準から考えると、大幅な給付改善であったことは誰もが認めることであろう。しかし、果して「欧米水準をゆく」ものであるだろうか、という疑問が残る。本研究に着手した動機は、実はそのことにあった。

幸いにして年金給付水準の国際比較に関しては、上記の厚生白書での比較をはじめとして、すでにいくつかの研究が行われている。

そこで、これらの既存の研究を参考にしながら、若干の作業の結果をまとめてみた。

なお、本稿での研究は、あくまで計数的な比較の範囲内にとどまるものであることをお断りしておきたい。

Ⅰ 年金総給付費の規模による比較

各国の年金給付水準を比較する一つの手がかりとして、従来から最も頻繁に用いられてきているのは、国民所得に対する年金総給付費の割合（以下「年金総給付費の規模」とする）である。次の表1がそれであり、資料としてはILO, *The Cost of Social Security* が使われている。これによれば、わが国の年金総給付費の規模は、わずか0.3%であって、アメリカの約 $\frac{1}{11}$ 、最も規模の大きい西ドイツと比べると約 $\frac{1}{27}$ となり、欧米諸国の水準と比較して著しく劣っている。

このような立遅れは、年金制度の仕組み自体に問題があって生じたのではなく、年金制度の歴史の浅さおよび高齢人口の割合の低さ、という外部的な要因によるものだ、と一般に言われている。例えば、昭和45年10月に

表1 国民所得に対する年金総給付費の割合
(各国とも1963年) (単位 %)

日			本	0.3	
ア	メ	リ	カ	3.3	
イ	ギ	リ	ス	4.5	
西	ド	イ	ツ	8.0	
フ	ラ	ン	ス	4.0	
イ	タ	リ	ア	5.9	
ス	ウ	ェ	ー	デン	5.1

発表された「厚生行政の長期構想」では、次のような説明が行われている。

- (1) わが国の年金制度の大宗をなす厚生年金保険および国民年金が、制度発足以来未だ日が浅いため、受給者数が少ないこと。
- (2) 厚生年金保険および国民年金の制度発足以来日が浅いことは、同時に、当面支給される年金が短い資格期間に基づき特例的に支給される低い年金額であることを意味するものであること。
- (3) 総人口に対する高齢者の割合が低いこと。

以上のような判断は大体において正しいと思われるし、ここではあえて問題にしない。むしろ問題にしたいのは、上記の比較で用いられた資料に関してである。周知のように、ILO, *The Cost of Social Security* という年金総給付費とは、「社会保険および類似制度」の範囲内のものである。したがって、公務員の特別制度およびその他関連制度に関する年金給付費は、除外されていることに注意しなければならない。わが国の社会保障費の推計は、社会保障制度審議会事務局のものと厚生省企画室のものとがあり、双方の間には若干の相違がある。しかし、公的年金の費用の分類に関しては、双方とも年金保険と恩給に分け、公務員共済組合の費用は前者に含めている。

いま、ILO ベースに基づいてわが国の公的年金の費用をとると、その範囲に含まれるのは、厚生年金保険、厚生年金基金、船員保険、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合および国民年金の6つの制度で

ある。これらの制度の適用者数は、1968年度末現在で公的年金制度適用者数の91%を占めている。したがって、適用者数で見れば、これらの制度がわが国の公的年金制度を代表するものであることは言うまでもない。しかし、当面の研究課題である給付費に関しては、これらの制度は年金給付費の約27%を占めるにすぎず、恩給が約50%、公務員共済組合が約23%という大きな割合を占めているのである。

このようにILOベースの狭義の年金制度をとるか、あるいは公務員の特別制度およびその他の関連制度を含む広義の年金制度をとるかによって、各国とも年金総給付費の規模が変わってくるわけであるが、とくにわが国の場合は著しい相違となる。しかも、ILOが狭義の年金制度をとることになったのは、主として世界各国の共通の分類表を作成するうえでの技術的な困難によるものである、とされていることを考えると、可能である限り広義の年金制度をとるべきであろう。そこで、広義の年金制度のもとでの総給付費の規模を比較したのが次の表2である。

表2 国民所得に対する年金総給付費の割合

(単位 %)

	1950	1955	1960	1968
日 本	—	1.8 (0.1)	1.6 (0.3)	1.4 (0.4)
西 ド イ ツ	7.8 (4.7)	—	10.2 (7.5)	12.3 (9.3)
イ ギ リ ス	3.6 (2.8)	—	4.2 (3.7)	5.5 (5.1)
ア メ リ カ	1.7 (0.5)	—	4.4 (2.9)	5.3 (3.7)

(注) () 内は、ILO ベースの場合。

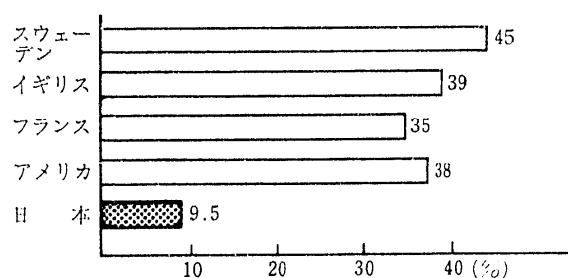
この場合でもわが国の年金総給付費の規模が、欧米諸国と比べて大きく立遅れているということには変りがない。しかし、1968年では規模がILOベースの0.4%から3.5倍の1.4%となり、アメリカの約 $\frac{1}{4}$ 、西ドイツの約 $\frac{1}{7}$ と格差が縮小してくることに注目したい。なお、ここにあげた他の3カ国とは逆に、わが国の規模が次第に低下してきているのは、恩給のウェイトが急激に下ってきつつあるからである。他の3カ国の中では、アメリカの上昇率が最も高く1950年に比べ1968年は約3倍になっている。他方、西ドイツは上昇率はそれ程でもないが、当初から非常に高い水準にあったことがわかる。また、各国とも共通して当初はILOベースの率との間の差が大きかったが、その後の一般制度の成熟にともないその差が縮小してきている。

II 1人当たり国民所得に対する高齢者1人当たりの年金給付費の割合による比較

Iで行った年金総給付費の規模による比較の結果を読みとる場合に留意すべきことは、国によって、総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合がかなり異なる、ということである。わが国の高齢者人口の割合は、1968年現在で6.8%であるが、これは西ドイツ、スウェーデンおよびイギリスの12~13%に対して約 $\frac{1}{2}$ である。高齢者人口の割合が低い場合、これが年金総給付費の規模を低下させる要因となる。その意味では、年金総給付費の規模の大小でもって、実質的な給付水準の高低を判断することはできない。例えば、高齢者人口の割合が上記3カ国の約 $\frac{1}{2}$ となっているわが国に関しては、仮に年金総給付費の規模がたとえ $\frac{1}{2}$ であったとしても、高齢者1人当たりの年金給付水準はほぼ同一だということになる。

この点を考慮に入れると、Iの比較よりも1人当たり国民所得に対する高齢者1人当たりの年金給付費の割合によって比較をする方がよりベターである。図1はこのような考え方に基づく比較であろう。ただしこの比較では、わが国に関しては公務員共済を含む年金保険の総給付費がとられており、その他の4カ国はいずれもILOベースの費用である。そこで、Iと同様に、広義の年金総給付費について、図1と同じ作業をした結果が表3である。この比較によれば、わが国の水準は1968年現在でイギリスの約 $\frac{1}{2}$ 、西ドイツの約 $\frac{1}{5}$ となり、Iの比較の場合に比べ水準が上昇してくる。このことは、ヨーロッパの3カ国に比べて高齢者人口の割合が低いアメリカについても同様である。なお、わが国の1955年の水準は、当時のイギリスおよびアメリカの水準と同程度であった。

図1 年金水準（対1人当たり国民所得比）の国際比較



(備考) 1. ILO, *The Cost of Social Security*, 1966年の年金給付額を65歳以上の人に支給したときの年金水準である。

2. 日本は昭和40年(1965年)、その他の国は1963年の数字である。

(資料) 国民生活審議会調査部会、老人問題小委員会報告、「深刻化するこれからの老人問題」、1968年10月、参考資料。

表 3 1人当り国民所得に対する高齢者 (65歳以上)
1人当り年金給付費の割合 (単位 %)

	1950	1955	1960	1968
日 本	—	33.7 (1.8)	26.9 (5.1)	20.9 (5.5)
西 ド イ ツ	84.3 (51.1)	—	94.6 (68.9)	98.3 (74.1)
イ ギ リ ス	33.5 (26.3)	—	35.4 (31.3)	44.1 (40.9)
ア メ リ カ	21.7 (6.3)	—	47.5 (31.6)	56.0 (39.0)

(注) () 内は、ILO ベースの場合である。

と推測されるが、これについては当時のわが国の所得水準がかなり低かったという事情もある。

しかし、この比較は、あくまで一応の目安となる程度のものでしかない。なぜならば、比較の前提に、年金総給付費のすべてが65歳以上の高齢者に支給される、という仮定がおかれているからである。けれども、年金給付のなかには、必ずしも高齢であることを支給要件としない遺族給付、廃疾給付あるいは死亡一時金などが含まれている。また、主要な部門である老齢年金をとってみても、支給開始年齢が65歳以上の場合もあればそれ以下の場合もあり、さらに男女別に異なることもある。その他、退職要件の有無によっても、実質的な支給開始年齢の差がでてくる、といった問題がある。これらの点を考慮に入れると、わが国の場合は、比較のうえで若干有利になるであろう。

III 老齢年金の給付率による比較

I および II の比較方法は、年金制度全体の総給付費をとるものであった。これに対して、ここで試みるのは、老齢年金の給付率による比較である。ここで言う給付率とは、*earnings replacement rate* あるいは *pension earnings ratio* と言われているものであって、老齢年金受給者の従前の収入あるいは勤労者の平均賃金に対する老齢年金額の割合である。ただし、日本、西ドイツおよびアメリカのようにいくつかの制度が存在する場合には、中心的な制度の給付率をとりあげることとする。

この方法は、昭和44年度および45年度の厚生白書で示唆されているのをはじめとして、外国でもいくつかの試みがある。また、ILO が老齢年金の給付基準を設定するにあたって採用しているのもこの方法である。すなわち、年金に関する新国際条約 (第128号条約) では、30年以上の拠出期間を有する65歳以上の夫婦に対して、その者の従前所得 (第26条規定) または普通成年

男子労働者の賃金 (第27条規定) の45%以上の給付を行うこと、としている。

ところで、給付率によって比較を行う場合、大きく分けて2つの方法が考えられる。第1は、制度の仕組みのうえでモデルとして算出される給付率による比較の方法であり、第2は、現実の給付率による比較の方法である。上記のILO条約の基準のとり方も、極端に読めば、この両者の方法が混在しているとも言えよう。すなわち、第26条規定の場合、「従前」の範囲が統一化されておらず、所定の国内法令等によって定められた期間をとればよいこととされているから、その意味では第1の方法に近い。これに対して、第27条規定は第2の方法とほぼ同一のものである。

1. モデル計算上の給付率による比較

モデル計算によって給付率をもとめるといっても、実際には各種の方式が考えられる。まず、わが国の厚生年金保険の場合を例にとって、単純なモデルを考えてみよう。

厚生年金の老齢年金は、定額部分と報酬比例部分とで構成されており、前者は460円×被保険者期間 (20～30年)、後者は平均標準報酬月額× $\frac{10}{1000}$ ×被保険者期間、となっている。そして、今のところ、定額部分と報酬比例部分とを同額にするという方針がとられているから、被保険者期間30年の者を例にとれば、平均標準報酬の6割という給付率が導かれる。あるいは、年金受給者が被保険者期間中を通して、退職時の全国平均賃金で推移してきたと仮定し、これをそのまま算定方式に代入して給付率をもとめることもできる。被保険者期間30年で1970年に退職した製造業男子労働者 (平均賃金88,212円) についてみると、 $460 \text{ 円} \times 30 \text{ 年} + 88,212 \text{ 円} \times \frac{10}{1000} \times 30 \text{ 年} = 40,264 \text{ 円}$ となり、平均賃金に対する割合は、45.6%となる。

けれども、これらは極めて静態的なモデルであって、過去の標準報酬の価値が年々減価していくという、今日の成長経済のもとではまったく現実性を欠いている。とくに、これでもって、過去の報酬の実質価値を維持するような仕組みをもつ国の制度と比較するとすれば、一層意味のないものとなる。

これに対して、アメリカ社会保障庁の M. Horlick は、かなり現実に近いモデルを考えている。彼は、1968年末に退職する製造業男子労働者について、その者が在職中全国平均賃金で推移してきたと仮定しているが、次

表 4 1968年末製造業男子退職者の老齢年金額の製造業男子平均賃金に対する割合および老齢年金算定方式

国	下記の賃金に対する老齢年金の割合 退職前1年間平均賃金 製造業男子平均賃金 有配偶者 無配偶者				老 齢 年 金 算 定 方 式	
	加入年数	算定方式のタイプ	支給開始年齢	計 算 方 式		
オーストリア	30 35 40	49 55 60	— — —	57 64.5 70	最終5年（又は45～50歳）の平均賃金×一定率、加入期間比例。	65 「算定基礎額」（最終5年の平均賃金）×（30% +1～10年の加入年数については、1年につき 0.6% +11～20年 “ ” 0.9% +21～30年 “ ” 1.2% +31年～ “ ” 1.5%）
ベルギー	35 40	33 37	41 46	47 53	生涯平均賃金（45年間又は1926年以後の全期間、賃金については再評価）×60%	65 制度が成熟する2,000年に完全年金が発生。
カナダ	—	22	39	22	普遍的な老齢年金+最も高い10年の平均賃金×25%。	67 所得比例年金を1967年に実施。1年につき賃金の2.5%が上積みされ、1976年に最高である25%に達する。
デンマーク	—	29	44	—	ミーンズ・テストを条件とする普遍的な老齢年金+加入期間比例の補足年金。	67 1年につき60クローネの補足年金×加入年数。
フランス	30 35 40	22 43 65	33 68 98	20 40 60	最も高い10年のクレジットされた平均賃金×20%。過去の収入は指数調整される。	60 60歳以後の受給延期1年につき4%の増額。
西ドイツ	30 35 40	43 50 57	— — —	45 51.5 60	生涯平均賃金×一定率。過去の収入は指数調整される。	65 「算定基礎賃金」×1.5%×加入年数。 「算定基礎賃金」= $\frac{\text{個人の賃金}}{\text{全国平均賃金}} \times \text{退職前4年間の最初の3年の全国平均賃金}$
イタリア	35 40	54 61	— —	57 65	最終3年の平均賃金×65% “ ” ×74%	40年の加入期間終了時 新制度の下で40年間の加入期間を有する1968年5月1日以後の退職者。 改正法のもとで40年間の加入期間を有する1969年6月1日以後の退職者。
オランダ	49	30	43	—	定額年金。	65 —
ノルウェー	—	33	45	33	普遍的な年金+最も高い20年の平均賃金に比例する補足年金。過去の賃金は指数調整される。	70 全国基本額×45%。全国基本額=全国平均賃金の約1/3×平均年金点数。平均年金点数=（年間賃金（上限あり）-基本額）÷基本額。
スウェーデン	—	41	55	41	普遍的な年金+最も高い15年の平均賃金に比例する補足年金。過去の賃金は指数調整される。	67 全国基本額×60%。全国基本額=全国平均賃金の約1/3×平均年金点数。平均年金点数=（年間賃金（上限あり）-基本額）÷基本額。
スイス	1949年以降の期間	21	34	32	旧方式：1948年以降の平均賃金にもとづく加重方式。 新方式：1948年以降の平均賃金×一定率。	65 年間1,000フラン+平均年間拠出の最初の400フラン×4.4+次の300フラン×2.2。 1969年現在の年金月額：125フラン+平均賃金月額×1.25%。
イギリス	—	24	36	27	定額年金+1961年以降の拠出×一定率の graduated pension。	65 普遍的な定額年金+少額の所得比例年金。
アメリカ	—	29	44	38	1951年以降の課税対象となる平均賃金（最も低い5年間を除く）に基づく加重方式。	65 クレジットされる平均賃金月額の最初の110ドル×71.16%+次の290ドル×25.88%+次の150ドル×24.18%+次の100ドル×28.43%。
日本 (1970年)	1942年以降の期間	28	29	53	定額年金+所得比例年金	60 400円×加入年数（20～30年）+平均標準報酬月額× $\frac{10}{1000}$ ×加入年数。1970年現在。

(資料) Max Horlick, "The Earnings Replacement Rate of Old Age Benefits: An International Comparison," *Social Security Bulletin*, March 1970, pp. 3～16.

の点でこのモデルに現実性をもたせている。まず第1に、過去の収入の再評価が行われている国の場合には、その調整方式に基づいて、実際に過去の平均賃金の読みかえを行っている。第2に、完全年金が発生していない国の場合には、1968年時の経過年金を考えている。第3に年金額が加入年数に比例する制度をもつ国については、加入期間別の給付率を示しており、比較の基準を整合させている。

表4は、このようにしてえられた結果であり、1968年の製造業男子平均賃金に基づく給付率と、算定方式上の従前賃金（例えば、オーストリアのように退職前5年間の平均賃金）に基づく給付率が示されている。日本については、厚生年金保険制度発足当初（1942年6月）から加入し、1970年12月末に退職した者につき、1970年および1952年10月以降の製造業男子平均賃金月額、88,212円および46,256円をもとに、筆者が計算したものである。

この表で、1968年の製造業男子平均賃金に基づく給付率を単身者についてみよう。給付率がほぼ40%をこえ、高い水準にある国は、オーストリア、フランス、西ドイツ、イタリア、スウェーデンの5カ国である。ついで30%台の国は、ベルギー、オランダ、ノルウェーの3カ国となっている。20%台の比較的低い水準の国は、カナダ、デンマーク、スイス、イギリス、アメリカ、日本の6カ国である。

次に、算定方式上の従前賃金に基づく給付率による比較であるが、これは、国によって「従前」の範囲が異なり、また、従前の賃金が再評価されているか否かという違いもあるため、それ自体としてはあまり意味をもたないだろう。むしろ我々にとって興味があるのは、それぞ

れの給付率を比較してみることである。両者の間に著しい差があるのは、ベルギー、スイス、アメリカ、日本などであるが、これは、算定方式上の賃金が、退職時の賃金水準を十分に反映していないことを意味している。

ところで、以上簡単に紹介した M. Horlick のモデル計算による比較は、比較の基礎となる収入とか加入年数などの基準をそろえているという点で、すぐれた研究である。けれども、これはあくまで平均的な製造業男子労働者についてのモデルによる給付水準を比較したものであるから、そのまま現実の水準を意味するものではない。一般に製造業男子労働者の賃金は比較的高いし、また、ここで用いられた賃金があるまま拠出の基礎となって年金額が算定されるとは、必ずしも言えないのである。

2. 現実の給付率による比較

次に、現実を支給されている老齢年金額の平均賃金に対する割合（現実の給付率）によって比較してみよう。この方法による比較は、すでに昭和44年度および45年度の厚生白書で示唆されているので、まず最初にこれを紹介しておく。表5は44年度版のものであるが、白書はこれについて次のような判断を下している。

「諸外国においては、わが国のように国民のすべてが年金の適用を受けている、いわゆる皆年金を達成している場合は数が少ないので、いずれの国においても対象とされている被用者の受ける年金額により比較を行っているが、これによっても、今回の2万円年金は、イギリスの水準をこえ、西ドイツの労働者年金の額に接近している。

なお、これらの国においては、賃金水準や物価がわが

表5 年金額等の国際比較

		日 本	イ ギ リ ス	ス ウ ェー デ ン	西 ド イ ツ	ア メ リ カ
支給開始年齢		60 歳	65 歳	67 歳	65 歳	65 歳
老 齢 年 金 月 額	単 身 者	昭和45年11月の新規 裁定分の平均は、 20,000円となる見込	16,893円 (10,136円) 1968年	29,228円 (13,111円) 1967年	労働者年金 21,852円 (13,153円)	新規裁定 37,260円 (22,356円)
	有 配 偶 者	単身者の場合は 19,000円	27,404円 (16,442円) 1968年	43,842円 (19,729円) 1967年	職 員 年 金 36,801円 (22,081円) 〔配偶者加算なし〕 1966年1月	全受給者 35,374円 (21,224円) 〔単身者および有配偶 者の総平均〕 1968年5月
賃 金 月 額 (製造業)		50,216円	101,098円	116,907円	76,752円	188,172円

(資料) 厚生省年金局調べ。

- (注) 1. 老齢年金の欄の()内は、支給開始年齢をわが国と同じく60歳とした場合の年金額である。日本の年金額は、厚生年金保険の被保険者期間20年以上のものについて、改正案で計算したものである。
2. 賃金月額は、ILO の統計速報によるものでおおむね、1968年前半の数値である。日本については、毎月勤労統計調査による昭和43年8月の賃金である。イギリスは、男子のみ。

表 6 (A) 老 齢 年 金 額

(イギリス: 週額, その他の国: 月額)

		1950	1955	1960	1965	1968	1970
日 本 (円)	厚生年金保険 (1)	—	3,530	3,476	7,648	8,313	14,272
	国家公務員共済組合	—	3,936	8,212	17,187	23,064	—
西 ド イ ツ (マルク)	労働者年金保険 (2)	60.50	89.70	159.70	215.40	272.70	—
	職員年金保険 (2)	92.90	137.20	258.30	353.50	457.19	—
	両制度の平均 (3)	73.78	107.08	196.67	269.54	341.31	—
スウェーデン (クローネ)	国民年金 (4)	—	—	229	333 (414) 521 (602)	435 (557) 676 (798)	480 (637) 747 (904)
イギリス (ポンド, シリ ング, ペンス)	国民保険	1 6 0	2 0 0	2 10 0	3 7 6	4 10 0	5 0 0
アメリカ (ドル)	OASDHI	43.86	61.90	74.04	83.92	98.86	118.10

(注) (1)扶養加算を含む。(2)被保険者に対する年金(職業不能年金, 稼得不能年金, 失業者および女子に対する老齢年金を含む)の平均額。65歳支給の完全老齢年金額はやや高く, 例えば, 1965年時点で労働者年金223マルク, 職員年金371マルクであった。(3)保坂哲哉氏の推計による。(4) ()内は補足年金受給者の老齢年金額, 推定。

国よりも高いこと, また, いずれの国もすでに制度発足後相当長期の歴史を有しており, ここに掲げられている年金額も30年から40年という, 厚生年金保険の2万円の基礎とされている24年程度と比較して長い被保険者期間を持つ人々に支払われる額であること, 厚生年金保険では退職すれば60歳から支給されるのに対し, これらの国では65~67歳が支給開始年齢であることを考慮すると, わが国の2万円年金は, これらの諸外国の年金と比較して見劣りしないものである。

厚生白書は, 給付率それ自体こそ算出していないが, 下欄に賃金月額を示していること, および説明の内容からも, 老齢年金の額による比較にとどまらず, 賃金水準に対する相対的な水準による比較を考えていると思われる。そして, 厚生白書のいわんとしていることは, 後者の方法による比較およびその他の諸々の条件を考慮すれば, 「2万円年金」の水準はかなり高いものになる, ということである。

このような厚生白書の結論が正しいか否かは別問題として, ここでは表6の比較の方法に若干の問題点があると思われるのでそれを指摘しておこう。

1. 老齢年金額の時点をそろえること。
2. 老齢年金額と賃金の双方の時点をそろえること。
3. スウェーデンおよびイギリスの場合は, 所得比例年金を含めること。

4. わが国については, 「2万円年金」のみならず全体の平均の老齢年金額をもとりあげること。外国の場合はいずれも後者をとっているのであるから, これは当然のことである。

5. わが国の賃金は, 特定の時点ではなく年間の平均賃金をとること。これは, 賞与のウェイトがかなり高いため, 特定の時点での賃金と年間の平均賃金との間の格差がかなりあるためである。

以上の点を考慮して本稿の作業を進めていこう。

○老齢年金額

わが国に関しては, 厚生年金保険の他に国家公務員共済組合をとりあげた。これは, 現在なお受給者数におい

表 6 (B) 被保険者期間別老齢年金受給権者
および平均年金月額 (厚生年金保険)

(1) 1970年9月末現在全受給権者分

	20年未満	20年以上	計
受給権者数	211,449	147,730	359,179
平均年金月額	12,188	16,422	13,930

(2) 1970年9月新規裁定者分

	20年未満	20年以上	計
受給権者数	1,767	2,768	4,535
平均年金月額	12,934	18,376	16,255

(注) 在職老齢年金の受給権者分は含まれていない。

表 7 製造業平均賃金

	1950	1955	1960	1965	1968	1970
日本 (1) (円)	—	—	28,536 (22,630)	44,332 (36,106)	64,782 (52,699)	88,212 (71,447)
西ドイツ (2) (マルク)	68.40	97.73	119.43	182.00	206.00	—
スウェーデン (3) (クローネ)	2.73	4.64	6.32	9.45	10.46	12.93
イギリス (4) (シリング, ペンス)	156 8	231 1	303 3	403 3	472 4	578 3
アメリカ (5) (ドル)	59.33	75.62	89.72	107.53	122.51	134.40

(注) (1)男子, 月額. () 内は, 男女平均. (2)男子, 週額. (3)男子, 時間当り. なお, 月当り労働時間は, それぞれ 175時間 (1950年), 176時間 (1955年), 167時間 (1960年), 161時間 (1965年), 155時間 (1968年) である. (4)男子, 週額. (5)男女平均, 週当り.

て, 厚生年金保険をしのぐ規模を誇っている各種の公務員共済組合を無視してはわが国の年金水準を考えられない, と判断したからである。スウェーデン, イギリスおよびアメリカについては, 扶養加算があるので単身者と有配偶者のそれぞれについてあげた。わが国の場合も厚生年金保険については, 単身者と有配偶者に分けるべきであるが, 統計上は扶養加算を含む 1 人当りの平均しかとれない。けれども, 扶養加算額は 1968 年時点で各 400 円, 1969 年末からは配偶者 1,000 円, 第 1 子 600 円, 第 2 子以下 400 円とごく少額であるので特に問題にする必要はない。

スウェーデンについては, 補足年金受給者の老齢年金額も掲げたが, イギリスの *graduated pension* については資料を入手しえなかった。ただし, イギリスの場合には, 1966 年度の新規裁定の *graduated pension* は平均 2 シリング 7 ペンスにすぎなかったというから無視してもかまわないであろう。一方, スウェーデンの補足年金は, イギリスと同様に経過期間中であると言うものの表

に示したようにすでにかんりの水準に達している。とくに新規裁定年金だけについてみると 1968 年には平均 343 クローネであった。

さらにわが国の 1970 年の老齢年金額については, 被保険者期間別老齢年金額および受給権者数をとってみたが, これは, いわゆる「2 万円年金」の水準を比較するために他ならない。

○賃金

賃金に関しては, ILO の新国際条約の基準に従って製造業の男子労働者平均賃金をとったが, アメリカのみは資料上男女平均賃金しかとれなかった。なお, 厚生白書では製造業男女平均賃金をとっている。男子平均賃金をとるかあるいは男女平均賃金をとるかということであるが, ここであげた欧米諸国の場合は, 両者の水準にほとんど格差がないため, それ程大きな問題にはならない。しかし, わが国の場合は両者の間にかんりの格差が存在するので注意を要する。ちなみに, 1968 年について男子平均賃金を 100 としたときの男女平均賃金の水準

表 8 (A) 老 齢 年 金 給 付 率

(単位: %)

		1950	1955	1960	1965	1968	1970
日本	厚生年金保険	—	—	12.2 (15.4)	17.3 (21.2)	12.8 (15.8)	16.2 (20.8)
	国家公務員共済組合	—	—	28.8 (36.6)	38.8 (47.6)	35.6 (43.8)	—
西ドイツ	労働者年金保険	20.6	21.4	31.2	27.6	30.9	—
	職員年金保険	31.7	32.8	50.5	45.3	51.8	—
	両制度の 1 人当り平均	25.2	25.6	38.4	34.6	38.7	—
スウェーデン	国民年金 { 単身者	—	—	21.7	21.9 (27.2)	26.8 (34.4)	24.0 (31.8)
	{ 有配偶者	—	—	34.4	34.3 (39.6)	41.7 (49.2)	37.3 (47.3)
イギリス	国民保険 { 単身者	16.6	17.3	16.5	16.7	19.1	17.3
	{ 有配偶者	26.8	28.1	26.4	27.0	30.9	28.0
アメリカ	OASDHI { 単身者	17.2	19.1	19.3	18.2	18.8	20.5
	{ 有配偶者	26.5	29.3	29.3	27.7	28.6	31.1

(注) 表 6 および表 7 参照。日本の () 内は男女平均賃金に対するもので, スウェーデンの () 内は補足年金受給者に関するものである。

表 8 (B) 被保険者期間別老齢年金給付率

(厚生年金保険)

(単位 %)

	20年未満	20年以上	計
1970年9月末現在 受給権者分	13.8 (17.1)	18.6 (23.0)	15.8 (19.5)
1970年9月新規 裁定者分	14.7 (18.1)	20.8 (25.7)	18.4 (22.8)

(注) 表6および表7参照。()内は男女平均賃金に対するもの。

を示すと、わが国が81であるのに対して、西ドイツが92、スウェーデンが94となっている。

○給付率

現実に支給されている老齢年金の平均賃金に対する割合(現実の給付率)をみよう。まず単身者について1968年時点で比較すると、西ドイツが最も高く、労働者年金保険が30.9%、職員年金保険が51.8%、両制度の平均では38.7%となっている。これに次ぐのがスウェーデンであり、基本年金受給者が26.3%となっているが、補足年金受給者の場合は34.4%と高く西ドイツの水準に接近している。イギリスおよびアメリカは、いずれも19%前後でほぼ同じ水準にある。有配偶者については、西ドイツとの比較ができないのでこれを除くと、1968年時点でスウェーデンが最も高く、基本年金受給者が41.7%、補足年金受給者が49.2%となっている。これに次いでイギリスおよびアメリカがほぼ同水準で30%前後の給付率を示している。

わが国の厚生年金保険の給付率の水準は、1968年時点でも、また法改正された後である1970年時点でみても、いずれも他の4ヵ国より劣っている。しかし、1970年の20年以上の被保険者期間を有する受給者の場合は18.6%であり、ほぼイギリスおよびアメリカの単身者の水準に達している。さらに、これを男女平均賃金をもとにした給付率(23.0%)、あるいは「2万円年金」のモデルとされた20年以上の被保険者期間を有する新規裁定老齢年金受給者分の給付率(20.8%)について比較すると、イギリスおよびアメリカの水準を若干上回っている、とみることができる。次に、国家公務員共済組合の給付率をみると、1968年時点で35.6%となっており、ほぼ西ドイツなみの高い水準に達していると考えられる。なお、わが国で最高の給付率を誇っているのは、地方公務員共済組合の41.7%である。

ところで、以上の比較においては、西ドイツの場合は配偶者加算がないため、またわが国の厚生年金保険の場合はこれがあるにしても極めて低いものであることから、両国の給付率を他の3ヵ国の単身者の給付率と比較

した。けれども、仮に両国とも単身者に支給される老齢年金額でもって夫婦が生活するケース(現実にもこのようなケースが多いと思われる)を想定してみよう。そうすると、西ドイツの水準はスウェーデンをやや下回ることになり、イギリスおよびアメリカとの格差も縮小してくる。またこの場合、わが国の厚生年金保険の水準は、イギリスおよびアメリカからも大きく立遅れていることになる。ただし、被用者年金被保険者の妻については国民年金への任意加入が認められているので、国民年金が成熟する将来の姿はまた別のものになるう。

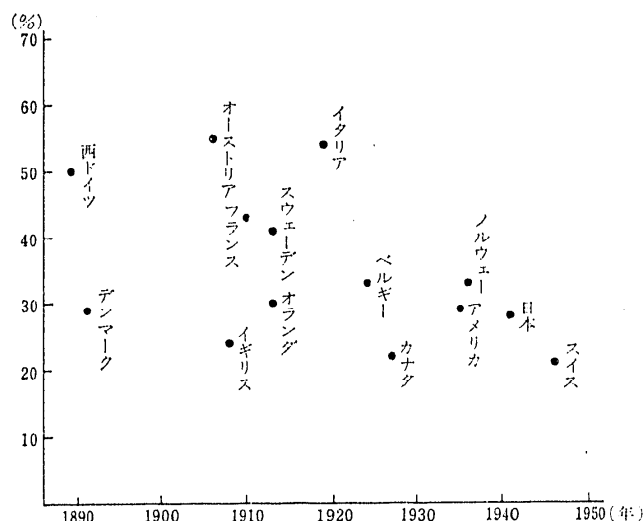
次に時系列でこれをみよう。まず第1に注目されるのは、現在最も高い水準にある西ドイツの場合、1950年代においてはイギリスおよびアメリカの水準と比べてそれ程高い水準ではなかった、ということである。この国で1960年代に入って給付率が急激に上昇したことは、1957年の年金改革が決定的な影響を及ぼしているものと思われる。スウェーデンについては、補足年金受給者の給付率が制度の経過とともに上昇してきていることが注目される。これに対して、イギリスおよびアメリカの場合は、1950年代からほとんど変化をみせていなかったが、1968年および1970年になってやや上昇している。このように欧米4ヵ国の場合は、給付率が横這い、もしくは上昇傾向にあるのに対して、わが国の厚生年金保険の場合は変動が著しい。これは、政策改定方式をとっていることの当然の結果であって、1965年および1970年に上昇しているのは、主として、1965年および1969年の法改正に基づく給付改善によるものである。

む す び

以上、いくつかの方法により年金給付水準の比較を試みてきた。しかし、当面の課題を、わが国の水準が欧米水準と比べてどの程度のものか、厚生白書が主張するように果して欧米水準に達しているのかどうか、といった点に限ったとしても、その結論を下すことは、必ずしも容易なことではない。ただ、若干の作業をもとにして指摘しうるのは、「2万円年金」の現実の水準は、単身者について比較する限り、欧米諸国のうちで比較的水準が低いイギリスおよびアメリカの水準に達しているとみてよい。けれども、年金制度全体の給付水準は、依然として大きく立遅れている、ということである。

このように、「2万円年金」の水準が欧米水準にある程度接近したものであるという判断が可能であるとしても、全体の水準が著しく劣っているのはなぜか。その原因は、「厚生行政の長期構想」の説明にもあるように、

図2 年金制度創設年と給付率（単身者）との関係



(注) 表4参照。西ドイツ、オーストリア、フランス、イタリア、ベルギーについては、加入年数35年の場合をとった。

老齢人口の割合の低さ、および制度の未成熟にあることは明らかである。ところで比較に当たっては、このうち前者によって生じている水準の低さについては、政策の範囲をこえるものであるから、この部分をマイナスして考えなければならない。したがって、真に考慮すべき要因は、制度の成熟度と1人当り年金額の水準である。そして、その意味で、国全体の年金給付水準を比較するうえで最も適切だと思われる方法は、IIの方法——老齢者1人当り年金給付費の相対的な水準による比較——である。このことは、次の関係を示せば明らかであろう。

$$\frac{\text{年金総給付費} / \text{1人当り国民所得}}{\text{老齢者人口}} = \frac{\text{年金受給者数}}{\text{老齢者人口}} \\ \times \frac{\text{1人当り年金額}}{\text{1人当り国民所得}} = \text{受給率 (成熟度)} \times \text{給付率}$$

ただし、この方法には先に述べたように、極めて大きな仮定がおかれていることに注意しよう。

ところで、年金の給付水準を決定する要因は何であろうか。やや古くなるが、1950年前後の資料による M. S. Gordon の研究¹⁾では、一般に、年金制度の経過年数が長い国ほど給付率が高いこと、また、所得比例的な制度をもつ国の給付率の方が均一的な制度のそれより高い場合が多い、ということが指摘されている。同じことは、先に紹介した M. Horlick の研究結果からも一応読みと

れるだろう (図2参照)。なお、M. S. Gordon は、工業化の程度 (非農業人口) および老齢者人口の割合と給付率の間には、ほとんど関係がみられないということ、逆に給付率と65歳以上老齢者の就業率の間には、かなり密接なマイナスの相関関係がある、としている。

最後にふれておかなければならないことは、ここでの研究は、あくまで計数的な比較にとどまるものである、ということである。各国の制度の内容とかそれを支えている諸々の背景についてもふまえたうえでないと、十分な判断は下せない。特に、年金制度は老後の生活保障体系の一部門にすぎないとすれば、その他の現物給付とかサービスと決って無関係には考えられない。また、年金のあるべき水準についても国によって考え方がかなり異なっている。例えば、今日欧米諸国では、年金も含めて社会保障給付は、ディーセントな生活水準を保障すべきであるという考え方が定着しつつあるが、イギリスのように依然として最低生活の保障を基調として制度が展開している国もある。さらに、年金の給付水準を比較する場合、本稿のように公的年金制度だけでよいのか、という問題もある。企業年金が広く普及しつつある欧米諸国の場合、両者の関係を切離しては考えられないし、国によっては両者の境界すら見分けが付きにくくなっている。こういったことも今後の研究課題となろう。

(付記) 本研究は、山田雄三所長、平石長久および保坂哲哉両主任研究員の助言によるところが多い。誌面をかりて厚くお礼申しあげたい。

1) Margaret S. Gordon, "Income Security Programs and the Propensity to Retire" *Retirement and the Individual: Hearings Before the Subcommittee on Retirement and the Individual of the Special Committee on Aging* (U. S. Senate, 90th Cong., 1st sess.), Part I, June 1967, pp. 323~335.

なお、本稿は拙稿「年金給付水準の国際比較」(社会保障研究所所内研究資料, No. 7002, 昭和46年3

月)をもとに、これに若干の加筆訂正を行ったものである。

執筆者紹介(執筆順)

ふくたけ	ただし	東京大学教授
福武	直	
はしもと	とひろ	関西学院大学教授
橋本	徹	
みうら	ふみお	社会保障研究所研究第3部長
三浦	文夫	
たけむら	えいいち	東京都監査事務局
竹村	栄一	
くにい	くになが	国井社会生活研究所長
国井	國長	
いとう	あきこ	お茶の水女子大学助教授
伊藤	秋子	
ささき	きよし	お茶の水女子大学副手
佐々木	淑恵	
ばば	のりこ	お茶の水女子大学研究生
馬場	紀子	
やまざき	やすひこ	社会保障研究所研究員
山崎	泰彦	